

広報 はむら

3月1日号
令和3(2021)年

愛情ギュッとす〜っとはむら♡

公園に遊びにきていた
市内幼稚園の子どもたち。
青空の下、元気いっぱい
遊んでいたりん♪
春本番も、もうすぐ
だりんね。



広報はむら 令和3年3月1日号

令和3(2021)年3月1日発行 第1040号
「発行」羽村市 「編集」羽村市広報広聴課

URL = <http://www.city.hamura.tokyo.jp> ☎042-555-1111 ☎042-554-2921



住所が変わったときには届け出が必要です

引っ越しの際は、**住所異動の届け出**を忘れずに

◇ほかの市町村などへ引っ越すとき

あらかじめ転出の届け出をしてください（事前に届け出できない場合は転出後14日以内）。届け出の際にお渡しする転出証明書を持って、新住所地で転入の届け出をしてください（海外へ転出する場合には、転出証明書を発行しません）。※郵送での手続きもできます。

◇羽村市に引っ越してきたとき（新住所地での届け出）

住み始めてから14日以内に転入の届け出をしてください。その際には転出地で交付された転出証明書を持参してください。海外から転入する場合は、パスポート、戸籍謄本および戸籍の附票（外国人の方は在留カードなど）が必要です。

◇羽村市内で引っ越したとき

新しい住所に住み始めてから14日以内に転居の届け出をしてください。

◇届け出に必要なもの

運転免許証などの本人確認書類、本人以外が届け出する場合は委任状

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書を持っている方は、住所変更を行いますので持参してください。

引っ越しが多い3～5月は、例年、市民課の窓口が混み合います。住所変更の届け出と同日に、住民票の写しの請求や、印鑑登録の手続きなどを行う場合は、待ち時間が長くなります。

このほかにも国民健康保険、児童手当、小・中学校などに関する手続きが必要な場合は、時間に余裕をもってお越しください。

※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、届け出期間が変更になる場合があります。詳しくは、問い合わせてください。

問合せ 市民課受付係☎121



動物公園

NEWS



春眠曉を覚えず

寒かった冬が遠ざかり、春の足音がだんだん近くまで聞こえてくるようになりましたね。

とっても気持ちよさそうに眠っているのは「シマハイエナ」のヨーコ（メス・11歳）。リラックスしすぎて、舌をしまい忘れていたようです。シマハイエナは国内ではとっても珍しい種類の動物です。羽村市動物公園を含む2園のみで飼育されています。

3月の休園日

1日(月)、8日(月)、15日(月)、22日(月)、29日(月)

問合せ 動物公園☎579-4041



▲動物公園
ウェブサイト



▲Twitter
公式アカウント



▲シマハイエナのヨーコ

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、開園状況が変更になる場合があります。最新情報は動物公園ウェブサイトを確認してください。



広報はむらは再生紙を使用しています

市公式サイト



市公式PRサイト



Twitter



Facebook



Instagram



YouTube



状況変化により、施設が休館したり、事業が中止・延期になる場合があります。最新情報は、市公式サイト・各施設のウェブサイトなどで確認してください。